

忘れ物・落とし物（拾得物）の取り扱いについて

スポーツ会館では、忘れ物・落とし物（拾得物）について、次のとおり取り扱いします。

1. 財布（現金、免許書、クレジットカードが入っているもの）、通信機器（携帯、パソコン、タブレット端末）、鍵の貴重品の場合
 - ・忘れ物・落とし物があつた日から1週間以内に所管の警察署へ届出を行います。
2. 飲食物や下着類等の衛生上保管が困難な場合
 - ・保管せず即日処分いたします。

【例】

- ・開封、未開封を問わず食べ物や飲み物は廃棄。
- ・水筒の場合は、中の飲み物を廃棄し、水筒のみショーケース内で2週間保管。その後処分する。
- ・下着、靴下、汗で濡れた衣類は処分。

3. それ以外のものは、2週間は1階ロビーにあるショーケース内で保管するが、それ以降は処分いたします。

県立スポーツ会館